

## 中小企業脱炭素化促進支援業務 仕様書

### 1 業務内容

呉市が今後創設する、中小企業が取り組む専門家による省エネ診断や脱炭素経営に向けた実施計画の策定等に係る「呉市脱炭素化設備等導入計画策定等補助金」の採択事務を行う。

#### (1) 補助・採択に係る業務

当該補助を受けようとする中小企業を募集し、申請を受け付け、内容を審査し、脱炭素経営につながる実施計画を策定する15社程度の企業について補助採択を行う。

#### (2) 伴走型支援業務

提出された中小企業の脱炭素経営に向けた実施計画について、専門的な知見から助言等を行い、ブラッシュアップを行うことで実効性のある計画になるよう支援する。また、実施した支援は、業務報告書へ記載し報告する。

#### (3) その他

その他、本業務を実施する上で、付随して必要となる業務を行う。

### 2 成果品の作成

本業務における成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 上記成果品の電子データ：1式
- (3) その他本業務に付随する資料で本市が求めるもの

### 3 その他

- (1) 受託者は、業務の円滑な進行を図るため、呉市と緊密に連携し、誠意をもって本業務を遂行すること。
- (2) 打ち合わせの協議記録等は、協議後、呉市に確認の上、受託者が速やかに作成すること。
- (3) 本業務の成果品における著作権を始めとする一切の権利は呉市に帰属する。
- (4) 本業務において使用するデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については受託者において使用許可を得ること。これを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。
- (5) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 本業務を処理するための個人情報の取扱については、呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日呉市条例第30号）を遵守すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし事前に書面に呉市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、呉市と受託者とが協議して定める。